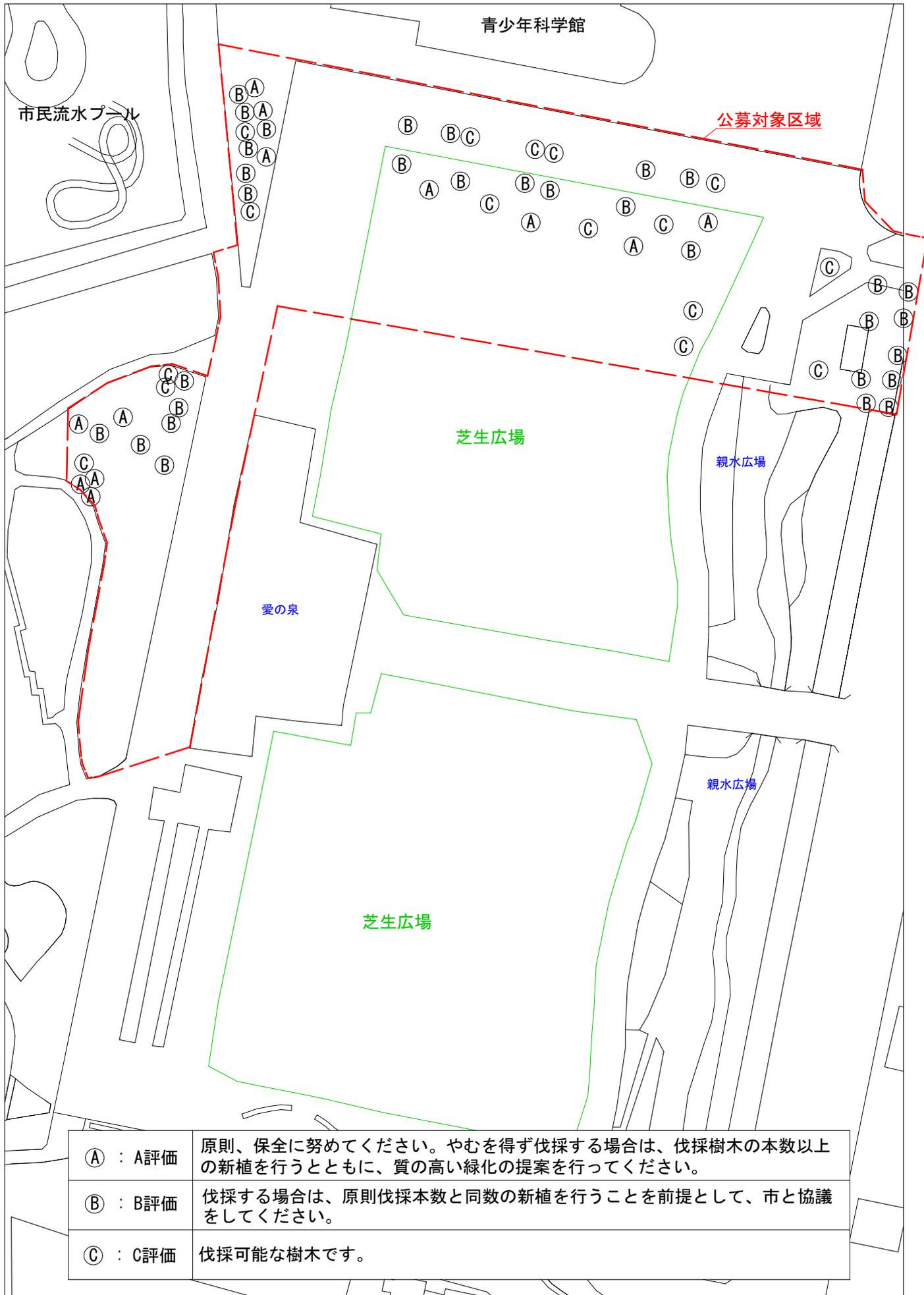


樹木配慮箇所確認図



Ⓐ : A評価	原則、保全に努めてください。やむを得ず伐採する場合は、伐採樹木の本数以上の新植を行うとともに、質の高い緑化の提案を行ってください。
Ⓑ : B評価	伐採する場合は、原則伐採本数と同数の新植を行うことを前提として、市と協議をしてください。
Ⓒ : C評価	伐採可能な樹木です。

※本図に記載の無い中低木等については、基本的には伐採可能ですが、緑量の保持に努めてください。